

## 【経営】クレジット契約の新ルールについて

クレジット契約は便利な反面、利用者の支払い能力を超えるクレジットが提供されるケースもあり、利用者が支払い困難になる問題も生じています。こうしたことから、「改正割賦販売法」により、支払い能力を超えるクレジット契約を防ぐための新たなルールが設けられ、改正法の大部分は平成 21 年 12 月に施行されましたが、過剰与信防止義務の一部は、平成 22 年 12 月までに施行されることとなっています。

### ■改正割賦販売法のポイント

目的	改正項目
悪質商法を助長する与信の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別クレジットを行う事業者を登録制の対象とし、行政による監督規定を導入。</li><li>・個別クレジットを行う事業者に訪問販売等を行う加盟店の行為について調査することを義務づけ、加盟店の行為に不適正な勧誘があれば、利用者へ与信することを禁止。</li><li>・訪問販売等による売買契約が虚偽説明等により取り消される場合や、過量販売で解除される場合、販売契約とともに個別クレジットも解約でき、利用者が既に支払ったお金の返還も請求可能に。</li></ul>
過剰与信の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・クレジット業者に対し、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づけるとともに、支払い能力を超える与信を禁止。</li></ul>
規制範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>・割賦の定義を見直し、2ヶ月を超える1回払い、2回払いも規制対象に(旧法は3回払い以上)</li><li>・原則すべての商品・役務を扱う取引を規制対象に。</li></ul>
クレジットカード情報の保護	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報保護法でカバーされていないカード情報の漏洩や不正入手をした者を刑事罰の対象に。</li></ul>

### ■クレジット利用の安全・安心を守るための「過剰与信防止義務」

利用者の支払い能力を超えるクレジット契約を禁止する過剰与信防止義務が、平成 20 年の改正割賦販売法に盛り込まれました。

過剰与信防止義務とは、利用者がクレジットの支払いのために日々の生活に困窮したり、住宅などの財産を手放したりすることなく、自分の支払い能力を超えない範囲で安心してクレジットの利用ができるよう、クレジット会社に対して、利用者の支払い能力を調査する義務を負わせ、その範囲内で与信をさせることです。

### ■クレジット会社には「支払可能見込額」の調査が義務づけ

クレジット会社は、利用者の支払い能力を超えるクレジット契約を結ぶことはできません。このため、利用者とのクレジット契約を行う際、利用者の収入やクレジット利用実績などに応じた支払可能見込額を調査することがクレジット会社に義務づけられました。

支払可能見込額とは、利用者が日常の生活を維持しながら、持続的に支払うことができると見込まれる1年間当たりの金額です。利用者の年収やクレジット債務の状況、生活維持費などをもとに、クレジット会社が算定します。

年収の調査は、利用者による自己申告が基本で証明書などは求められません。専業主婦(夫)などの場合は世帯の収入を申告してもらうことも可能です。

クレジット債務の状況については、指定信用情報機関を利用して、他社のクレジット債務の額、支払いの遅延の有無などを調査します。そして、支払可能見込額の調査を行った結果、利用者の支払い能力の範囲内でクレジット契約を結ぶことになります。

個別クレジット：クレジット会社は、年間支払額が支払可能見込額の範囲内で与信。

包括クレジット：クレジット会社は、利用限度額が支払可能見込額の90%の範囲内でクレジットカードを発行。

### ■利用者のクレジット情報は「指定信用情報機関」で記録・管理

指定信用情報機関(株式会社シー・アイ・シー：東京都新宿区西新宿1丁目23番7号)とは、クレジット会社が登録した利用者の債務残高・支払履歴等に関する情報を記録・管理する法人であり、改正割賦販売法によって、経済産業大臣から指定される機関です。

クレジット会社は、この指定信用情報機関に利用者のクレジット利用に関する信用情報を提供する義務があり、クレジット契約を締結する際には、利用者の他社のクレジット債務の額や支払状況を調査するために、指定信用情報機関が提供する信用情報を利用する義務を負います。

なお、利用者は、登録されている自分の情報を確認するため、指定信用情報機関に開示を求めることができます。利用者の保護に支障を生じるおそれがない場合には、利用者の利便性を考慮して、支払可能見込額の調査を省略できるなど次のような「例外措置」が設けられています。

【包括クレジットに関する例外措置】

ケース	対 応
<b>少額限度額</b> 限度額が 30 万円以下のクレジットカードを発行するとき	過剰な債務や延滞などを確認する簡易な審査で発行可能とする。
<b>一時増額</b> 一定期間だけ、特定の目的(海外旅行、引越費用、冠婚葬祭など)のため、利用者の求めに応じて限度額を増額する場合	目的・使用場所を確認することで、与信審査なしに限度額の増額を認める。
<b>カード更新</b> クレジットカードを更新するときは、 (1) 債務残高が 5 万円未満の場合、 (2) 5 万円以上の場合 で区別する	(1) 審査なしで更新できる。 (2) 簡易な審査により更新できる。
<b>付随カードの交付や増額</b>	親カード等の与信限度額の範囲内で利用されるので、単独での調査は不要。
<b>カードの紛失等による再交付など</b> 有効期間内に同じクレジット業者から紛失前のカードに代えて交付される場合に限る	支払可能見込額調査は不要。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[経済産業省]

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/11kappuhanbaihou.htm>